



アジサイ

高井会計だより

編集発行人
税理士

高井直樹

事務所 〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

◆ 6月の税務と労務

6月

(水無月) JUNE

国 税／5月分源泉所得税の納付 6月10日

国 税／所得税の予定納税額の通知 6月15日

国 税／4月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 6月30日

国 税／10月決算法人の中間申告 6月30日

国 税／7月、10月、1月決算法人の消費税等の
中間申告(年3回の場合) 6月30日

地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の納付
(第1期分) 市町村の条例で定める日

労 務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与
支払届 支払後5日以内

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	・	・

労 務／子ども手当現況届(市町村役場に提出)
6月30日



信義則 民法1条で「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない」と規定する『信義誠実の原則』の略。税務の場合、税務職員の指導がその後の課税処分と異なるなどとして納税者との間で争われるとき、その課税処分の取り消しをめぐって、信義則に反するという言葉が使われることがあります。

国民年金保険料の免除制度

二〇歳以上六〇歳未満で国内に居住している人は、離職後は、就職するかまたは会社員（公務員）の被扶養配偶者とならない限り、国民年金の第一号被保險者として保険料を納付しなければなりません。

ただし、失業、倒産、事業の廃止、天災などの理由で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請等により保険料の納付が免除または猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予の申請等をせず、未納のままで、万一、障害になつたり死亡するなど不慮の事故が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、手続きは期限内にすべきでしょう。次のものがあります。

保険料免除制度の所得は、前記のとおり申請者本人のほか世帯主・配偶者の所得も対象となるため、一定以上の所得がある親（世帯主）と同居している若年者は、保険料免除制度を利用することができます。

学生も二〇歳になつたときから国民年金の第一号被保險者となり、保険料の納付が義務づけられます。ただし、本人の所得が「一一八万円+扶養親族等の数×三八万円+社会保険料控除等」以下（家族の所得額は関係なし）である学生については、保険料納付の猶予申請をすることができます。

そこで、免除制度を受けられない人を対象に、三〇歳未満で本人・配偶者の前年所得が一定

1 全額免除・一部納付制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得（一月から六月までに申請する場合は前々年所得。以下同じ）が次頁表の額以下の場合に全額免除または一部免除になります。

なお、この場合、将来受けられる老齢基礎年金の額は、減額されます。

2 若年者納付猶予制度

保険料納付済期間等の二五年以上という受給資格期間には含まれます。したがって、この期間は、障害基礎年金及び遺族基礎年金の支給要件の対象期間になります。

3 学生納付特例制度

免除の審査年度は、七月から翌年六月までの間で、原則として、申請は毎年度必要です。また、追納する場合は納付書が必要になりますので、住所地を管轄する年金事務所へお問い合わせください。免除等の承認を受けた年度の保険料を平成二十三年度に追納する場合の金額は次頁のとおりです。

額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予される制度があります。
① 所得額
全額免除と同じです。
② 年金額

なお、本制度の期間がある場合の年金額は、前記②と同じです。

4 保険料追納制度

保険料の免除期間及び若年者納付猶予期間がある人は、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。そこで、これらの期間は、一〇年以内（三年度目以降は当時の保険料に法律で定められた金額が加算）であれば、あとから保険料の全部または一部を納付すること（追納）ができるようになります。この制度を利用すると、通常の保険料納付期間となり、減額されない年金が支給されます。

■表

(1) 全額免除の場合

①所得額

(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

※単身世帯の場合57万円まで

②年金額

平成21年3月分までは年金額の1/3、平成21年4月分から年金額の1/2

(2) 一部免除（残りの保険料は納付）の場合

①所得額

4分の1免除（保険料額11,270円）

158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

2分の1免除（保険料額 7,510円）

118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

4分の3免除（保険料額 3,760円）

78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

②年金額

i 平成21年3月以前の期間

納付済期間	1/4 免除	1/2 免除	3/4 免除	全額免除
1	5/6	2/3	1/2	1/3

ii 平成21年4月以降の期間

納付済期間	1/4 免除	1/2 免除	3/4 免除	全額免除
1	7/8	3/4	5/8	1/2

参考までに、一部納付（一部免除）の世帯構成別の所得基準の目安を掲げます。

世帯構成	全額免除	一部免除		
		1/4 免除	1/2 免除	3/4 免除
単身世帯	57万円	189万円	141万円	93万円
2人世帯（夫婦のみ）	92万円	247万円	195万円	142万円
4人世帯（夫婦、子2人）	162万円	335万円	282万円	230万円

■保険料追納制度

	全額免除	1/4 免除	1/2 免除	3/4 免除
平成13年4月～平成14年3月	15,350円	—	—	—
平成14年4月～平成15年3月	14,760円	—	7,380円	—
平成15年4月～平成16年3月	14,540円	—	7,270円	—
平成16年4月～平成17年3月	14,340円	—	7,170円	—
平成17年4月～平成18年3月	14,380円	—	7,190円	—
平成18年4月～平成18年6月	14,440円	—	7,220円	—
平成18年7月～平成19年3月	14,440円	3,610円	7,220円	10,830円
平成19年4月～平成20年3月	14,470円	3,610円	7,230円	10,840円
平成20年4月～平成21年3月	14,580円	3,640円	7,290円	10,940円

傷病手当金と報酬との調整

Q 当社では、社員が仕事以外のケガや病気の療養のため休んだ間は、見舞金として報酬と傷病手当金との差額を支給しています。この見舞金は、報酬とみなされて、傷病手当金は支給調整されるのですか。

A 傷病手当金（標準報酬日額の3分の2相当額）は、疾病や負傷で会社を休んでも報酬の全部または一部を受けることができる被保険者には支給されません。ただし、報酬の額が、傷病手当金の額より少ないときは、その差額が支給されます。

事業主が、ケガや病気の療養のため労務不能となった被保険者に見舞金を支給する場合の取扱いは、労働協約・就業規則等にその旨の定めがあり、それに基づき見舞金として、報酬と傷病手当金との差額を支給

するときは、「名目は見舞金でもいわゆるお見舞いではなく、事業主と被保険者との雇用関係に基づいて事業主が報酬の一部を支給し生活を保障しようとするものであるから報酬の中に入る」とことされています。

ただし、「何等の成文もなく、ただ慣例として事業主の意思により私傷病の場合においても日給者または月給者に対し金銭を支給し、名目を休業手当、見舞金等と称しているものは、単に病気見舞いであり報酬と認められない」ことになっています。

したがって、就業規則等により、見舞金の支給が明文化され、それが実際に行われているような場合は報酬となり、支給調整の対象となります。明確な取り決めのようなものがなく支給するものについては、報酬に含めない取扱いとなります。

ちなみに、賃金台帳または源泉徴収簿に「賃金」・「報酬」・「給与」などとして掲げられていれば、報酬として取り扱うことが適当とされています。

計画停電による休業

東日本大震災により、電力供給設備に大きな被害が出たこと等から、不測の大規模停電を防止するため、地域ごとの計画停電が行われた場合の休業にかかる取扱いが、下記のとおり通知されています。

①計画停電の時間帯の休業

原則として、使用者の責めに帰すべき事由による休業（労働基準法第26条）には該当しない（休業手当の支払は不要）。

②計画停電の時間帯以外の時間帯の休業

原則として法第26条に該当すること。ただし、計画停電実施日に、計画停電の時間帯以外の時間帯を含めて休業とする場合であって、他の手段の可能性、休業回避の具体的努力等を勘案し、計画停電の時間帯のみを休業とすることが企業の経営上著しく不適当と認められるときには、計画停電の時間帯以外の時間帯を含めて法第26条には該当しないこと。

国民健康保険等の適用除外	
資格で入国・在留する者であつて、当初から病院等に入院して医療を受ける者やその付添人となることを目的に滞在する外国人	国民健康保険及び後期高齢者は、外国人登録法に基づく登録を受け、入国管理法の在留資格をもつて日本に在留する者です。このうち「特定活動」の在留
費等の全額を負担することなります。	人については、支払う保険料に比べ保険給付が多額になることから、公的医療保険制度の適用対象にはなじまないとして、平成二十三年一月一日以後、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の適用が除外されることになりました。
この改正により、患者は治療	